

6 水管 第 3735 号
令和 7 年 3 月 18 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の変更について（諮問第 472 号）

特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量に係る数量について別紙のとおり変更したいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき令和五年十二月二十八日農林水産省告示第二十二号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 （略） 第二 くろまぐろ（大型魚） 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 7,433.7トン 二～三 （略）	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 （略） 第二 くろまぐろ（大型魚） 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 7,516.1トン 二～三 （略）

くろまぐろに関する青森県からの追加 報告への対応について

令和7年3月
水産庁

第136回資源管理分科会で諮問する内容

●令和6年7月に青森県から

✓第5管理期間(令和元年度)の漁獲量として3.5トン(小型魚1.3トン、大型魚2.2トン)、
✓第6管理期間(令和2年度)の漁獲量として89.3トン(小型魚6.4トン、大型魚82.9トン)
の追加報告があった。



本日の分科会では、本追加報告により生じる以下の事項について諮問する。

- ①令和6管理年度のTACの数量の変更について(諮問第472号)
- ②青森県の令和7管理年度の都道府県別漁獲可能量(配分量)の変更及び同管理年度の国の留保の変更等を事後報告で対応することについて(諮問第473号)

①令和6管理年度TACの数量変更について

- 小型魚については、追加報告を反映した後の未利用分が繰越上限(17%)を超えているため、TACの数量は変わらない。
- 他方、大型魚については、追加報告による繰越数量の減少を国の留保で対応するため、TACの数量を変更する必要が生じる(7,516.1トン→7,433.7トン)。

第5管理期間総括表(大型魚)

単位：トン

	漁獲可能量	漁獲実績	未利用分	繰越上限	繰越数量
国全体(現状)	5,132.0	4,604.5	527.5	829.9	527.5
青森県追加報告		2.2			
国全体(報告反映)	5,132.0	4,606.6※	525.4※	829.9	525.4※
差し引き			▲2.1		▲2.1

※ 小数第2位を切り上げて計算。そのため、値が一致しない。

2.1トンの繰越数量の減少により、第6管理期間のTACが2.1トン減少

第6管理期間総括表(大型魚)

単位：トン

	漁獲可能量	漁獲実績	未利用分	繰越上限	繰越数量
国全体(現状)	6,159.5	5,326.9	832.6	829.9	829.9
青森県追加報告		82.9			
国全体(報告反映)	6,157.4	5,409.9※	747.5※	829.9	747.5
差し引き		▲2.1	▲85.1		▲82.4

追加報告前は、未利用分が繰越上限を上回っていたが、追加報告後は、未利用分が繰越上限の範囲内に収まる状況となった。
82.4トンの繰越数量の減少により、令和3管理年度のTACが82.4トン減少

令和3管理年度～令和5管理年度：82.4トンの繰越数量の減少により、
令和6管理年度のTAC(7,516.1トン)が82.4トン減少して7,433.7トンとなる

②青森県の令和7管理年度配分量の変更等について

- 追加報告により発生した県の配分量の超過、過剰繰越及び過剰追加配分の合計(小型魚6.1トン、大型魚90.6トン)については、青森県の令和7管理年度配分量から差し引き、差し引いた数量は同管理年度の国の留保に繰り入れる。
- 処理は国の留保からの追加配分の時期(本年6月頃)に行い、分科会には事後報告する。

【追加報告により判明した配分量超過、過剰繰越及び過剰追加配分】

単位：トン

	小型魚	大型魚	
	過剰繰越・過剰追加配分	過剰繰越・過剰追加配分	県の配分量の超過
令和元年	0.4	－	－
令和2年	5.7	30.9	45.1
令和3年	－	14.6	－
計	6.1	90.6	

参考1：第5管理期間(令和元年度)に関する追加報告について

- 令和6年7月、青森県から、第5管理期間の漁獲量として、小型魚**1.3トン**、大型魚**2.2トン**の追加報告があった。
- 上記追加報告を反映したところ、
 - ✓都道府県別漁獲可能量の超過はなかったものの、
 - ✓第5管理期間から第6管理期間への小型魚の繰越数量が**0.4トン減少**した(29.8トン→29.4トン)。
 - ✓大型魚については、未利用分が繰越数量より多かったため**増減なし**。

【第5管理期間から第6管理期間への繰越し】

○小型魚 <追加報告反映前> (単位:トン)

都道府県	第5管理期間 当初配分	第5管理期間末 配分量	漁獲実績	譲渡数量	未利用分	繰越上限	第6管理期間 への繰越数量	第6管理期間への追加配分量		
		(A)						譲渡メ리트 (※)	消化率メ리트 (※)	その他 追加配分
青森県	298.9	289.2	258.5	0	30.7	29.8	29.8			57.2

○小型魚 <追加報告反映後> **追加報告1.3トン**

青森県	298.9	289.2	259.8	0	29.4	29.8	29.4			57.2
-----	-------	-------	-------	---	------	------	------	--	--	------

○大型魚 <追加報告反映前> **0.4トン減少** (単位:トン)

都道府県	第5管理期間 当初配分	第5管理期間末 配分量	漁獲実績	譲渡数量	未利用分	繰越上限	第6管理期間 への繰越数量	第6管理期間への追加配分量		
		(A)						譲渡メ리트 (※)	消化率メ리트 (※)	その他 追加配分
青森県	460.8	375.2	324.4	95.3	50.8	46.0	46.0			7.1

○大型魚 <追加報告反映後> **追加報告2.2トン**

青森県	460.8	375.2	326.6	95.3	48.6	46.0	46.0			7.1
-----	-------	-------	-------	------	------	------	------	--	--	-----

増減なし

※ 第5管理期間では譲渡メ리트、消化率メ리트制度はなかった。

参考2：第6管理期間(令和2年度)に関する追加報告について

- 令和6年7月、青森県から、第6管理期間の漁獲量として小型魚**6.4トン**、大型魚**82.9トン**の追加報告があった。
- 上記追加報告を反映したところ、
 - ✓第6管理期間から令和3管理年度への小型魚の繰越数量が、**5.7トン減少**し、
 - ✓配分量の大型魚について**45.1トンの超過**となり、
 - ✓第6管理期間の大型魚譲渡数量と消化率が変わったことで、それぞれのメ리트措置の下で追加配分される数量も**合計30.9トン減少**した。

【第6管理期間から令和3管理年度への繰越し】

○小型魚 <追加報告反映前> (単位:トン)

都道府県	第6管理期間 当初配分	第6管理期間末 配分量	漁獲実績	譲渡数量	未利用分	繰越上限	令和3管理年 度への繰越数 量	令和3管理年度への追加配分量		
		(A)						譲渡 メ리트(※3)	消化率 メ리트	その他 追加配分
青森県	256.3	337.3	323.8	12.8	26.4	25.6	25.6	12.8	2.7	42.4

○小型魚 <追加報告反映後> **追加報告6.4トン**

青森県	256.3	337.3	330.2	12.8	19.9	25.6	19.9	12.8	2.7	42.4
-----	-------	-------	-------	------	------	------	------	------	-----	------

○大型魚 <追加報告反映前> **5.7トン減少** (単位:トン)

都道府県	第6管理期間 当初配分	第6管理期間末 配分量	漁獲実績	譲渡数量	未利用分	繰越上限	令和3管理年 度への繰越数 量	令和3管理年度への追加配分量		
		(A)						譲渡 メ리트(※3)	消化率 メ리트	その他 追加配分
青森県	460.8	545.3	507.5	50.5	88.4	46.0	46.0	32.2	4.1	0.0

○大型魚 <追加報告反映後> **追加報告82.9トン**

青森県	460.8	545.3 (譲渡がなかった場合595.8)	590.4	(※2)5.4	(※1)50.5	46.0	46.0	5.4	0.0	0.0
-----	-------	---------------------------	-------	---------	----------	------	------	-----	-----	-----

45.1トン超過

30.9トン減少

※1 枠超過が発生したため実際の譲渡数量(50.5トン)のみを未利用分とした。

※2 第6管理期間配分量+未利用分-漁獲実績から算出した。

※3 当初配分の7%を上限に、譲渡数量と等量を配分する。

参考3: 令和3管理年度に発生した過剰追加配分について

- 令和5年12月、青森県から令和3管理年度の漁獲量として、小型魚**2.7トン**、大型魚**85.4トン**の追加報告があった。
- 上記追加報告分に係る、配分量の超過分(大型魚45.2トン)及び消化率メリットの下で追加配分を過剰に受けていた分(大型魚1.3トン)については、既に後の管理年度から差し引かれている。
- さらに、令和6年7月の追加報告に伴う作業において、譲渡メリットの下で追加配分を過剰に受けていた分(**14.6トン**)は未処理であることが判明した。

【令和3管理年度から令和4管理年度への繰越し・追加配分(大型魚)】

<追加報告反映前>

(単位:トン)

都道府県	令和3管理年度当初配分	令和3管理年度末配分量 (A)	漁獲実績 (B)	譲渡数量 (C)	未利用分 (D=A-B+C)	繰越上限	令和4管理年度への繰越数量	令和4管理年度への追加配分数量 譲渡メリット(※3)	消化率メリット	その他追加配分
青森県	460.8	489.7	449.5	62.8	103.0	46.0	46.0	32.2	1.3	24.0
<追加報告反映後>		↓追加報告85.4トン								
青森県	460.8	489.7 (譲渡がなかった場合552.5)	534.9	(※2)17.6	(※1)62.8	46.0	46.0	17.6	0.0	24.0

45.2トンの枠超過
(処理済)

14.6トンの減少
(未処理)

1.3トンの減少
(処理済)

※1 枠超過が発生したため実際の譲渡数量(62.8トン)のみを未利用分とした。

※2 令和3管理年度配分量+未利用分-漁獲実績から算出した。

※3 当初配分の7%と上限に、譲渡数量と等量を配分する。

青森県からの追加報告への対応について(まとめ)

諮問第472号
(TAC数量の変更)

○小型魚

○大型魚

単位:トン

R6
管理
年度

	R6 漁獲可能量
大臣管理区分	917.7
都道府県知事管理区分	2,739.4
国留保	100.0
合計(TAC)	3,757.1

(追加報告を反映した後のTACの未利用分が繰越上限を超えているため、TACの数量変更は必要なし)

単位:トン

	変更前	変更後	増減
大臣管理区分	5,098.4	5,098.4	-
都道府県知事管理区分	2,317.0	2,317.0	-
国留保	100.7	18.3	▲82.4
合計(TAC)	7,516.1	7,433.7	▲82.4

R7
管理
年度

単位:トン

	変更前	変更後	増減
大臣管理区分	1,268.3	1,268.3	-
都道府県知事管理区分	2,927.7	2,921.6	▲6.1
(うち青森県)	(340.5)	(334.4)	(▲6.1)
国留保	187.3	193.4	+6.1
合計	4,383.3	4,383.3	-

単位:トン

	変更前	変更後	増減
大臣管理区分	5,339.6	5,339.6	-
都道府県知事管理区分	2,816.7	2,726.1	▲90.6
(うち青森県)	(685.8)	(595.2)	(▲90.6)
国留保	299.5	390.1	+90.6
合計(TAC)	8,455.8	8,455.8	-

諮問第473号
(青森県の配分量と国の留保の変更等の事後報告)